イ．ディーゼル自動車

小型貨物車にあっては、表５に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

⑩重量車

ア．乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ超の乗用自動車にあっては、表６に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ．車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、表７に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

ウ．車両総重量3.5ｔ超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては、表８に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

⑪ＬＰガス自動車

ア．乗用車にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表９に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

イ．小型貨物車（車両総重量2.5ｔ以下のものに限る。）にあっては、表１に示された区分の排出ガス基準に適合し、表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

【配慮事項】

①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。

②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

③再生材が可能な限り使用されていること。

④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。

⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年８月16日運輸省令第74号）第２条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

２　ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。

３　「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

４　「希少金属類」とは、昭和59年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

５　「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

６　京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（Ｅ３及びＥＴＢＥ）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表１　ガソリン自動車又はＬＰガス自動車に係る排出ガス基準

区　　分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15ｇ／km以下	0.013ｇ／km以下	0.013ｇ／km以下
小型バス（1.7ｔ以下）・軽量貨物車	1.15ｇ／km以下	0.025ｇ／km以下	0.025ｇ／km以下
小型バス（1.7ｔ超）・中量貨物車	2.55ｇ／km以下	0.025ｇ／km以下	0.035ｇ／km以下
軽貨物車	4.02ｇ／km以下	0.025ｇ／km以下	0.025ｇ／km以下

備考）１　粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

２　「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7ｔ以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

３　「中量貨物車」とは、車両総重量1.7ｔ超3.5ｔ以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

４　「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表２－１　ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るＪＣ08モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値	
	ガ　ソ　リ　ン	ディーゼル
車両重量が　601kg未満	22.5km／Ｌ以上	24.8km／Ｌ以上
車両重量が　601kg以上　741kg未満	21.8km／Ｌ以上	24.0km／Ｌ以上
車両重量が　741kg以上　856kg未満	21.0km／Ｌ以上	23.1km／Ｌ以上
車両重量が　856kg以上　971kg未満	20.8km／Ｌ以上	22.9km／Ｌ以上
車両重量が　971kg以上1,081kg未満	20.5km／Ｌ以上	22.6km／Ｌ以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km／Ｌ以上	20.6km／Ｌ以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km／Ｌ以上	18.9km／Ｌ以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km／Ｌ以上	17.4km／Ｌ以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km／Ｌ以上	15.8km／Ｌ以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km／Ｌ以上	14.5km／Ｌ以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km／Ｌ以上	13.4km／Ｌ以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km／Ｌ以上	12.2km／Ｌ以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km／Ｌ以上	11.2km／Ｌ以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km／Ｌ以上	10.3km／Ｌ以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km／Ｌ以上	9.6km／Ｌ以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km／Ｌ以上	8.1km／Ｌ以上

備考）１　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

２　ＪＣ08モード燃費値を測定していない自動車にあっては、平成25年２月末までは、表２－２の燃費基準値を満たすことで、表２－１の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。